

議 事 録 抄 本

令和 8 年 5 月

福崎町農業委員会

令和8年5月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 5月20日(水) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
4番 山本 徳雄	14番 後藤 芳樹

【署名人】

1番 牛尾 敏博	10番 尾崎 肇
----------	----------

<案件>

議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 2件

議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 1件

議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定申請承認について
(知事許可) 1件

報告第1号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について
4件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会5月定例会を開催します。

本日、欠席の連絡はございません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

1番 牛尾 敏博	10番 尾崎 肇
----------	----------

委員にお願いします。本日は議案第7号から議案第10号に至る計4議案、報告事項2件について審議願います。

それでは、はじめに議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 2番:資料1ページをご覧ください。願出地は、中島公民館から南東約400mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成16年ごろから雑種地となっております。既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第7号について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山本委員) 2番：現地では、隣接する ■■■■■ は既に雑種地として利用され願出地も同様に利用されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第7号について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 隣接地が田となっていますが、入水できる状態の田ですか。

(事務局) ■■■■■ に関しましては、登記簿上では田であるため田と記載しておりますが、既に転用申請され許可が出ております。

(山口委員) 隣に耕作されている田があり、雑種地が隣接している。雑種地は農業委員会へは今後関係なくなり放棄的な要素が高まる恐れがあります。最近、非農地証明が毎回出てきておりますので、願出があったからといって周囲の状況を見ず、全て許可していいものなのかと懸念しています。

(事務局) 非農地証明願の要件を満たしていなければ、願出の受付はできないと考えています。しかし、要件を満たしており願出されれば、事務局としては受付ざるをえないと考えています。

(山口委員) 分かりました。

(議 長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第7号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第7号について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1件について、原案の内容で証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 2番：資料2ページをご覧ください。申請地は、文珠荘から南西約150mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲受人は自宅近隣の農地を知人から一部借り耕作をしております。農地を所有したいと思っていたところ、申請地の贈与の話があり、今回の申請が出てきました。取得後は季節野菜などの自家用野菜を栽培する予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第8号 2番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山本委員) 2番：現地では、既に耕作され管理されていることを確認しました。

現地調査班では、問題なしと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第8号 2番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第8号 2番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第8号 2番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 2番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第8号 3番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 3番：資料3ページをご覧ください。申請地は、東大貫公民館から北東約400mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人は[]に勤めており、住所地は姫路ですが仕事で毎日福崎町へ来ていると聞いております。また、耕うん機や草刈り機を所有していると聞いております。取得後は、果樹(柿、みかん)の栽培を行う予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第8号 3番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(山本委員) 3番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第8号 3番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第8号 3番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第8号 3番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 全員挙手でございますので、議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 3番について、原案の内容で許可することといたします。

(議長) 次に、議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

- (事務局) 2 番：資料 4・5 ページをご覧ください。申請地は、東大貫公民館から北東約 400m に位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
この申請は売買により露天資材置場へ転用するものです。譲受人は ■■■■■
■■■・■■■■■・■■■■■を所有し既に露天資材置場として使用しており、今回は敷地の拡張のため申請されています。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

- (議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 9 号について、現地調査済ですので報告願います。

- (山本委員) 2 番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

- (議長) 議案第 9 号について、質疑はありますか。
山口委員どうぞ。

- (山口委員) 水は北から南に流れているのですか。

- (事務局) 北側が上がっているのですと思います。

- (議長) 他に質疑ありますか。

<なし>

- (議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 9 号について、討論はありますか。

<なし>

- (議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 9 号について、賛成の方は挙手願います。

<賛成多数>

[賛成 10：反対 1]

- (議長) 賛成多数でございますので、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1 件について、原案の内容で県へ進達することといたします。
反対の意見をお願いいたします。

(山口委員) 谷のような地形になっており、申請地南側にある田はおそらく耕作されていると思います。水の流れを考えると上流に碎石や土砂を置かれると下流にある農地はいずれ耕作できなくなると思います。そういった状況が生まれる可能性があるものに私としましては賛成できません。

(議長) 次に、議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可)

(事務局) 3番：資料6・7ページをご覧ください。申請地は、大門公民館から南東約750mに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
この申請は使用貸借権を設定し仮設道路へ一時転用するものです。2月末頃に申請地北側の擁壁が申請地に崩落してしまいました。申請地ではこの夏に田植えを行う予定で、所有者及び耕作者から借受人に連絡がありました。通常であれば、申請し許可の後に工事ではありますが、上記の理由から追認での申請となっております。この件に関しましては、県に相談のうえ申請を受け付けております。
以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第10号について、現地調査済ですので報告願います。

(山本委員) 3番：現地では、既に復旧されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第10号について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 県や町の補助事業で工事されたんですか。

(事務局) 補助はなく、地権者の個人負担で行われております。

(山口委員) 分かりました。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第 10 号について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 10 号について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 11：反対 0]

（議 長） 全員挙手でございますので、議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1 件について、原案の内容で県へ進達することといたします。

（議 長） 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

（事務局） 報告第 1 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書について

資料 8 ページをお開きください。租税特別措置法に基づく、特定貸付の賃借権等の消滅があった旨の証明を 1 件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 1 件、耕作面積証明書を 2 件 計 4 件を発行したことを報告します。

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の所有権移転届出について

資料 9 ページをお開きください。令和 8 年 4 月 7 日付けで、届出され受理いたしましたことを報告いたします。

以上です。

（議 長） 報告事項について、質疑はありませんか。

＜なし＞

＜ 15：24 終了＞

○次回農業委員会開催日・・・6 月 17 日（水）15:00～

場所：役場 2 階 大会議室

署 名 人	牛尾 敏博
署 名 人	尾崎 肇